

ブライダル送信関連利用に係る使用料の取扱い

ブライダル等の企画、演出又は撮影を行う事業者が、演出映像等をブライダル会場に送信し、又は記録映像等を遠隔地に送信する場合において、当該映像等に含まれる当協会の管理する著作物（以下「著作物」という。）を公衆送信、複製、演奏、上映又は伝達するとき（以下「ブライダル送信関連利用」という。）の使用料は、第1節、第5節、第7節、第11節及び第13節の規定にかかわらず、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1 ブライダル送信関連利用に係る年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

1回のブライダル等に係る使用料は、次の(1)又は(2)によるものとし、各利用形態で算出した金額を合算した額とする。

(1) 利用される著作物数にかかわらず、ブライダル送信関連利用によって得られる名目上の収入額（消費税を含まないもの。**10**万円を下回る場合には、**10**万円とする。）に次の表に定める利用形態ごとの料率を乗じて得た額とする。

	利用形態	料率
ア	演出映像等又は記録映像等をブライダル会場又は遠隔地に送信することに伴う著作物のインタラクティブ配信	2.0%
イ	演出映像等又は記録映像等の作成のための著作物の複製	4.5%
ウ	ブライダル会場及び遠隔地における、演奏若しくはビデオグラムの上映又は遠隔地から公衆送信された著作物の伝達	2.0%
エ	上記ア～ウの全ての形態での著作物の利用	8.0%

(2) (1) によらない場合の使用料は1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

	利用形態	金額
ア	演出映像等又は記録映像等をブライダル会場又は遠隔地に送信することに伴う著作物のインタラクティブ配信	400 円
イ	演出映像等又は記録映像等の作成のための著作物の複製	1,000 円 (ただし、歌詞又は楽譜を伴う場合は、 1,500 円 とし、映像を伴う場合は、 2,000 円 とする。)
ウ	ブライダル会場及び遠隔地における、演奏若しくはビデオグラムの上映又は遠隔地から公衆送信された著作物の伝達	400 円

2 1 以外

1 (2) に定める額とする。

(備考)

(用語の定義)

この取扱いにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「ブライダル等」とは、結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催し物をいう。
- ② 「演出映像等」とは、ブライダル等を演出するために制作された映像又は音声をいう。
- ③ 「ブライダル会場」とは、ブライダル等が行われる主会場をいう。
- ④ 「記録映像等」とは、ブライダル等を撮影した映像をいう。
- ⑤ 「遠隔地」とは、ブライダル会場から離れた場所をいう。

(使用料の取扱いの特例)

- ⑥ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定した場合の使用料（消費税相当額を除く。）は、上記取扱いに定める額に指定された額を加算して得た額とする。
- ⑦ 1(1)イ又は1(2)イが適用される場合であって、演出映像等又は記録映像等が記録媒体に複製されるとき、記録媒体（収録されている内容が同一であるもの、記録媒体の種類を問わない。）の個数は3個までに限るものとする（3個を超える場合の使用料については、第5節、第7節又は第13節の規定を適用して算出する。）。
- ⑧ ブライダル送信関連利用として、記録映像等の顧客に対するダウンロード形式による配信のみを行うときの使用料の料率は、1(1)の規定にかかわらず、**6.2%**とする。この場合の提供先は3アカウントまでに限るものとする。

(経過措置)

- ⑨ 1(2)イにおいて、**1,000 円**とあるのは、**2022年3月31日**までは**400 円**、**2022年4月1日**から**2024年3月31日**までは**700 円**とそれぞれ読み替える。
- ⑩ 1(2)イにおいて、**1,500 円**とあるのは、**2022年3月31日**までは**600 円**、**2022年4月1日**から**2024年3月31日**までは**1,050 円**とそれぞれ読み替える。